# 町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

3037号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　武居丈二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

鶴の舞橋（青森県鶴田町）

## もくじ


政策　ふるさと納税に係る返礼品の送付等についての総務大臣通知について
総務省 自治税務局 市町村税課 課長補佐 吉井 俊弥……(2)

情報　新任都道府県町村会長の略歴……(5)

フォーラム　日本一の「そのぎ茶」を世界へ
ここでしか体験できないツーリズム＝長崎県東彼杵町……(6)

情報　町村Navi……(10)

随想　若者よ 上市に帰って……
富山県上市町長 中川 行孝……(12)


## 写真キャプション

平成６年、津軽富士見湖に架けられた日本一長い三連太鼓橋「鶴の舞橋」。岩木山を背景にした舞橋は鶴が空に舞う姿に見えるとも言われ、また、橋を渡ると長生きができるとも言われている。靄がかかった湖面の橋が朝焼けで幻想的に浮かび上がる。

コラム

## 国東時間

ジャーナリスト　松本 克夫

大分県国東半島の旧安岐町（現国東市）にアキ工作社というユニークな会社がある。ＣＴスキャンのように人体や動物を輪切りにしたうえで断面を重ねてマネキンやオブジェを造形する段ボールクラフトの会社である。中山間地の廃校舎を仕事場にしているから、一見したところ、とても世界を相手にものづくりをしている風には見えない。

創業者の松岡勇樹社長は、東日本大震災の後、「国東のような辺境の地の豊かさとは何か」と問い直してみた。「国東には国東固有の時間があるはずで、東京で流れている時間に合わせて仕事をしているのはおかしい」と気付いた松岡さんは、５年前に社員の賛同を得て週休３日制を導入した。３日連続で休めると、農家の社員も田植えや稲刈りを集中してやりやすい。結果的には、仕事の効率も上がり、売上げは伸びた。松岡さんは、「会社はもうけるのが目的ではありません。日々が楽しくなければ、命を切り売りしているようなものです。時間と金を交換しては駄目です」と持論を語る。国東時間は、金と交換できない掛け替えのないそこだけの時間のことである。

廃校舎の管理を引き受けている同社としては、周辺のコミュニティの衰えも見過ごせない。松岡さんは、住民同士のつながりを取り戻そうと、週休３日を活用し、「時祭（ときのまつり）」と称する新しい盆踊りイベントの創出にも取り組んだ。楽曲の創作は地元在住のアーティストである山中カメラさんに依頼した。松岡さんは、「会社も地域共同体の一つにならなければなりません」という。

その松岡さんから便りが届いた。４月１日から社名を何と国東時間株式会社に変更するという。「循環する時間」をテーマとした事業を地域の人々と創造していきたいとも記されていた。地域と一体となり、その土地固有の時間を生き、しかも世界を相手にする。これは未来の会社の姿ではないか。働き方改革よりはるかに魅力的な辺境の地の挑戦である。

政　策

# ふるさと納税に係る返礼品の送付等についての総務大臣通知について

総務省自治税務局市町村税課　課長補佐　吉井俊弥

平成30年４月２日、総務省は、■資料１のとおり、ふるさと納税に係る返礼品の送付等について、地方団体に対して新たな通知（平成30年４月１日付け）を発出した。以下、当該通知の発出に至る背景や、その内容の要点について紹介する。

## 1　通知発出の背景

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度税制改正によって創設された。以来、その実績は着実に伸びてきており、平成29年に総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」によると、平成28年度の受入実績額は約2，８４４億円となった。ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するための有効な手段となっている。我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上での重要な役割を果たす制度である。

その中で、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付について、国会の場や報道等において、「地方団体間の返礼品競争が過熱している」、「一部の地方団体において、ふるさと納税制度の趣旨に反した返礼品が送付されている」といった厳しい指摘がなされた。インターネット上において民間事業者によるポータルサイトが充実し、全国の返礼品を手軽に見比べることができるようになったことなどを通じて、国民の関心が急速に高まったことなどが背景にあるものと考えられる。

こういった状況を踏まえ、総務省では、平成29年４月１日付けで地方団体に対し、総務省としての返礼品の問題に関する姿勢を明確に示すため、初めて、ふるさと納税の返礼品送付等に内容を特化した総務大臣通知を発出した（■資料２）。この通知は、返礼割合（寄附額に対する返礼品の調達価格の割合）の高いものについて、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として３割を超える返礼割合としている地方団体においては速やかに３割以下とすること、金銭類似性や資産性の高いものについて、例示を追加するとともに、換金の困難性や地域への経済効果の如何等にかかわらず送付しないことを求めるなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品について、具体的な考え方を示す内容であった。

この通知の内容については、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体から理解を得られたものと考えられる。実際、多くの地方団体において返礼品を見直す意向が示された。

しかしながら、その後においても、依然として、一部の地方団体において、高い返礼割合を続けるなど返礼品の見直しを行わず、多額のふるさと納税を集めている状況が見受けられ、また、地場産品以外の返礼品を送付することに関し、報道等において批判を受けるような事例が見られるところである。

多くの地方団体が節度ある対応をしている中で、こうした一部の突出した事例によって、他の地方団体に対して好ましくない影響を与え、結果として、ふるさと納税の制度そのものが批判を受けるようなことがあってはならない。

そのため、今般、改めて、総務大臣名によって、各都道府県知事あてに通知を発出し、改めて昨年の通知に沿った対応をお願いしつつ、特に、返礼割合が３割を超えるものを返礼品としている地方団体に対し、責任と良識のある対応を徹底するようお願いすることとしたものである。

政　策

■資料１

総税市第３７号
平成３０年４月１日

各都道府県知事　　殿

総務大臣
（公印省略）

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度です。

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要です。総務省としても、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を立ち上げたところであり、各地方団体においては、こうした取組を積極的に進めることが期待されます。

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年４月１日付け総税市第28号。以下、「平成29年通知」という。）を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしてきました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいています。各地方団体においては、引き続き、平成29年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が３割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

また、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品の送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

なお、今回の通知も、昨年の通知と同様、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４５条の４（技術的助言）に基づくものである。

## 2　通知の内容

今回の通知は、大きく分けて４つの内容によって構成されており、それぞれのポイントは以下のとおりである。

### ①　ふるさと納税のさらなる活用に向けた取組の推進

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において

・ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすること
・ふるさと納税をしていただいた方との継続的なつながりを持つこと

という2つの視点が重要であり、こうした立場から、総務省としても、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した『ふるさと起業家支援プロジェクト』及び『ふるさと移住交流促進プロジェクト』を立ち上げたことを紹介し、各地方団体において、こうした取組を積極的に進めることが期待されるとした。

「クラウドファンディング」とは、一般的に、寄附の対象となる事業の趣旨や内容をわかりやすく示した上で、インターネットを介して不特定多数の個人から少額の資金を調達する仕組みのことである。

『ふるさと起業家支援プロジェクト』は、地域経済の好循環の拡大が図られるよう、地方団体がクラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、起業家に対して補助を行うとともに、さらに地方団体が上乗せ補助を行う場合の経費について、新たに特別交付税措置を講じるものである。また、『ふるさと移住交流促進プロジェクト』は、ふるさと納税をきっかけとした寄附者との継続的なつながりを持つ取組を通じて、将来的な移住・定住につなげていただくよう、地方団体がクラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、移住交流促進事業の財源を確保するとともに、ふるさと納税を行った方等に対して地方団体が実施する移住・定住対策の取組に対して、特別交付税措置等により支援を行うものである。

また、総務省においては、通知の発出に先立って、３月30日に、各地の好事例をとりまとめた「ふるさと

政　策

■資料２

総税市第２８号
平成２９年４月１日

各都道府県知事　　殿

総務大臣

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして平成20年度税制改正によって創設されました。以来、その実績は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付については、最近において、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。

これまで、各地方団体に対しては、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成28年４月１日付総税企第37号）等を通じて、ふるさと納税に関する事務について、良識ある対応をお願いしてきましたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているような状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されます。

ついては、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

総務省では、個別の地方団体における返礼品送付の見直し状況について、今後、随時把握する予定であることを申し添えます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

記

第１　ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

第２　返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

１　返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何％相当など）の表示（各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

２　ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1)　次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア　金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※１　使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※２　ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ　資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ　価格が高額のもの

エ　寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という。）の高いもの

(2)　(1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として３割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに３割以下とすること。

(3)　ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

第３　一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品を送付する団体は、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること。

第４　ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、第２の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

第５　個人情報の管理について

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認するなどマイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品の送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

納税活用事例集」を公表した。この事例集では、事業内容のみならず、それぞれの地方団体が事業実施にあたって工夫した点や、事業の効果なども紹介している。各地方団体においては、本事例集を、ふるさと納税の取組を検討していただく際のいわば「手引き」として活用していただき、ふるさと納税の使い途や成果を明確化する取組や、ふるさと納税をしていただいた方との継続的なつながりを持つ取組を進めていただければ幸いである。

②　返礼品の送付に関して、平成29年４月の通知に沿った対応を引き続き要請

先述のとおり、ふるさと納税に係る返礼品の送付については、平成29年４月１日付けで通知を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしたところであるが、今回の通知においても、各地方団体に対して、引き続き、この平成29年度の総務大臣通知に沿った対応をお願いしている。すなわち、今回新たな通知を発出することによって、平成29年４月の通知によって示した個別の返礼品に対する考え方を変えるものではない。

③

特に、返礼割合の徹底を要請

各地方団体に対して、引き続き平成29年４月の通知に沿った対応を要請する中でも、特に、返礼割合が３割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するよう要請をしている。

これは、一部の団体によるものであったとしても、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているよ

政　策

うな状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうことになるという危機感によるものである。

④　地場産品以外の送付について良識のある対応を要請

最後に４点目として、返礼品を送付する場合には、地場産品（地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービス）とすることが適切であることから、良識のある対応を要請している。

これは、地域資源を活用しながら、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえたものである。

この点について、３月30日の総務大臣の定例記者会見において、特別な地場産品がない町が困ってしまうという声が出ていることについて、野田大臣の見解が問われた。これに対して、野田大臣は、

・新しい地場産品を作るという発想を持っていただきたい
・起業家支援のような形で、地域にあるものを使う、地域にいる人がいろんなアイデアを出して、それを形にしていくということも１つの地域の活性化であると思う
・目の前にあるものがないからできないではなくて、そこに育ってる人たちの知恵も１つのふるさとを支える力になっていくことは間違いない

という趣旨の回答をしているところであるので、ここにご紹介させていただく。

### 3　今後の対応

「あくまでも地方自治体が主体的に取り組むことですけれども、よくよく検証していただいて、地方全体で盛り上がっていかなければならない問題で、水を差すようなことをして、他の地方自治体にご迷惑をかけないように、そういう取組をしていただきたいなと願っているところです」。

３月30日の記者会見の中で述べられた、野田総務大臣の言葉である。

この言葉にもあるとおり、引き続き、ふるさと納税が国民の信頼を得つつ、健全に発展していくためには、各地方団体が良識を持って、足並みを揃えて、総務大臣通知に沿って節度のある対応を取っていただくことが必要不可欠である。通知の内容に沿って、正直に、真摯に対応した地方団体が、結果として、損をするようなことがあってはならない。

地方団体の関係者におかれては、既に、返礼品競争の過熱に伴い、ふるさと納税制度そのものに対する批判の声も上がっていることを十分に認識し、今一度、それぞれの団体における対応についてご確認をいただいた上で、必要な見直しを速やかに進めていただくよう、この場を借りてお願いしたい。

## 新任都道府県町村会長の略歴

沖縄県町村会は平成30年２月22日の定期総会で次の通り会長を選出した。

（４月１日就任）

**沖縄県町村会長**
**中頭郡北中城村長**
**新垣　邦男**（あらかき　くにお）

昭和31年６月19日生

【住所】中頭郡北中城村字島袋221番地

【町村長としての当選回数】４回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和60年４月～平成16年10月北中城村職員

【町村会関係の経歴】▽平成22年４月～平成30年３月沖縄県町村会副会長

【主な業績】▽アワセゴルフ場跡地利用開発▽あやかりの杜図書館の指定管理者制度の実施▽コスタビスタホテルへプロ野球横浜DeNAベイスターズ宿泊誘致▽ごみ処理の広域化計画▽北中城村観光協会の設立▽喜舎場ハウジング地区跡地利用推進事業（スマートETC）

【趣味】カラオケ、読書、空手

【家族】母、妻、長男、次男、長女、次女

◎町村週報ご購読のご案内◎
「町村週報」を毎号ご自宅や職場にお届けいたします。ご購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール（kouhou@zck.or.jp）にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。
★年間購読料１、５００円（送料込み）
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

フォーラム

現地レポート　町村独自のまちづくり

# 日本一の「そのぎ茶」を世界へ
## ここでしか体験できないツーリズム

▶イギリス人の参加者を中心としたインバウンドツアー「将軍トレイル」

## 長崎県 東彼杵町（ひがしそのぎちょう）

### クジラ文化が息づく長崎街道の旧宿場町

長崎県のほぼ中央に位置する東彼杵町は、古くより人・モノ・情報が交差する重要な場所でした。かつては長崎街道の宿場町として、また平戸街道の起点として、幕末の志士や商人、時には外国からの来訪者たちの往来があり、大変賑わいました。

江戸時代初めから明治にかけては、西海捕鯨の中継地として栄え、ここに陸揚げされた鯨肉が九州各地へと流通されました。現在も町内では、長崎県内で唯一となる鯨肉の入札会が行われており、販売店や鯨料理を提供する飲食店も多数。〝クジラの町〟は健在です。

また、大村湾にはクジラの仲間のスナメリが３００頭ほど生息するといわれています。「青春18きっぷ」のポスターに採用されて以来、全国から注目を集めるＪＲ千綿駅では、スナメリが穏やかな海面を割って元気に泳ぐ姿がたびたび目撃されており、レトロな駅舎を茜色に染め上げる夕日とともに、訪れた人たちの楽しみになっています。

### 風光明媚な地で育まれた希少なお茶

東彼杵町は年間を通して温暖な気候です。平野部から山間部まで肥沃な農地が広がり、お茶やみかん、いちご、アスパラ、肉用牛、米などの農産物が生産されています。中でもお茶は「そのぎ茶」としてブランド化され、長崎県を代表する名産品のひとつになっています。

大村湾を一望する標高１５０～３５０ｍの高台や緑深き山間の斜面地に、

フォーラム

そのぎ茶の茶畑はあります。総面積は約４００haで、長崎県内の茶園面積の55％を占めています。町内のそのぎ茶農家約２７０戸により、年間約４４０tの荒茶が生産されていますが、これは県内産の60％を占めています。

そのぎ茶は、伝統ある手炒り釜炒り茶の流れをくむ長崎玉緑茶のことで、仕上げの製法から蒸し製玉緑茶と呼ばれています。全国の緑茶生産の約３％のシェアしかなく、とても希少なお茶となっています。外観は煎茶と異なり勾玉のような丸っこい形状で、味わいも渋みの少ないまろやかな旨みが特徴です。

「こんなに甘いお茶があったとは」「玉露みたいに綺麗な緑色」など、初めて口や目にする人達の感想は概ね好評です。この美味しさをもっと多くの人に知って欲しいと、そのぎ茶振興協議会をはじめ、町内の関係者はそのぎ茶のブランド確立とさらなる普及を目指して、イベントやキャンペーンでのPR活動などの取組を行っています。

２０１６年７月、東彼杵町は「且座喫茶条例」を制定しました。「且座喫茶」とは、「ゆっくり座って、お茶をいかがですか」というおもてなしの心を意味する禅の言葉です。この条例は、祝いの席や宴会、会食などあらゆる機会に、水出し冷茶をグラスで乾杯する習慣を広めようというもので、平たく言えば、お茶の乾杯条例です。日本酒の乾杯条例は全国にありますが、お茶で

▶標高の高い場所に多いそのぎ茶畑。朝夕の寒暖の差、霧の発生はお茶に好条件

▲お茶で乾杯。そのぎ茶の普及促進などを目的とした「且座喫茶条例」

は大変珍しい条例です。また、子ども達がお茶に触れ合う機会を増やし、おもてなしの心や郷土を愛する心を育むなど、そのぎ茶の消費拡大による地域産業の発展および郷土愛への理解を深めることを目的としています。

## お茶で乾杯が続く日本一ラッシュ

長崎県で初開催となる「第71回全国お茶まつり」の一環として、全国のお茶の中から日本一を決める「全国茶品評会」が２０１７年９月に行われました。東彼杵町では、４年前の２０１４年からここに焦点を定め、そのぎ茶農家と関係機関が一体となり、茶園づくりから製造研修など品評会対策に取り組んできました。２０１６年３月には町が出品茶用に製茶研修工場を新設。また、雑味が出ず、見た目も綺麗に揃うことから、複数の生産農家が約20年ぶりに茶葉の手摘みを復活させたところ、多くの町民がボランティアとして参加し、町を挙げて悲願の日本一を応援しました。

品評会ではその努力が実を結び、「蒸し製玉緑茶」の部門でそのぎ茶を生産する東彼杵町が産地賞を受賞し、初の頂点に立ちました。さらに、個人の最高賞となる農林水産大臣賞を本町の尾上和彦さんが受賞し、２つの日本一を獲得。入賞は１等１席の大臣賞を筆頭に、１等８席中で５席を占め、２等・３等にも12名が入賞を果たすなど、本町のそのぎ茶農家が上位を独占する好成績を収めました。

入札販売会では、21都府県から約１６０名の茶商らが参加し、尾上さんのそのぎ茶は１kg当たり25万円もの高値がつきました。２位にあたる１等２席だった大山良貴さんのそのぎ茶も、１kg当たり20万円の高値で落札。いずれも過去15年での最高値を上回り、上位者のお茶は軒並み高評価を得ました。

お茶で乾杯が続きます。東彼杵町で２０１７年11月、「第34回全国茶生産青年茶審査競技会」が行われました。この競技会はお茶の品質を鑑定する技術を競うもので、出場者は茶葉の外観、香り、味を確認しながら産地や品種を判断します。今回は地元での開催ということ

▲日本一獲得のためにボランティアや県・JAの職員などが手摘みで応援

フォーラム

もあり、品評会同様に目標は日本一。結果は、４回目の挑戦となるそのぎ茶農家、大場真悟さんが個人の部1位の農林水産大臣賞を獲得しました。

さらに、12月には日本茶インストラクター協会などが主催する「日本茶AWARD2017」で、東彼杵町の茶商である岡田商会（岡田金助社長）の蒸し製玉緑茶が、最高賞の日本茶大賞（農林水産大臣賞）に選ばれました。「日本茶AWARD」は2017年で4回目の開催。〝古くて新しい日本茶の品評会〟として、最終審査で一般消費者のテイスティング審査があるのが特徴です。今回の受賞により、専門家だけでなく、一般消費者からも高い評価を受けて、本町がお茶の産地として優れていることが証明されました。最高の一年を締めくくる祝杯となりました。

▲全国茶品評会で見事日本一に輝いた尾上和彦さんと奥さんの美紀さん

▲岡田社長（右）と受賞茶の製造を担当した岡田浩幸さん（左）が渡邉悟町長を訪問

## 海外へ挑む〝6人のサムライ〟

江戸時代末期、誰も考えつかなかったお茶の輸出で、その名を馳せた人物が長崎にいます。それが女性商人の大浦慶で、彼女はイギリス商人と手を組み、肥前の嬉野や彼杵をはじめ、九州一円から大量に集めたお茶を、長崎出島からアメリカ、ヨーロッパへ輸出しました。これがお茶輸出貿易の先駆けと言われています。

大浦慶により、早くから海を渡っていた長崎のお茶。時を隔てた現在、釜炒り製玉緑茶は蒸し製玉緑茶へと製法が変わり、そのぎ茶農家の後継者6名が中心となり、オランダやベトナム、シンガポールなど海外へのプロモーションを活発に行なっています。日本一に輝いた尾上さんと大場さんも、そのメンバーです。彼らは「TSUNAGU SONOGI TEA FARMERS」というユニットで、輸出に向けての新商品開発や英語表記のHP、パンフレットを制作。新商品は、6名のそれぞれの個性を出したお茶を集め、おしゃれなパッケージに入れて販売しています。外国人もそうですが、感度の高い日本の若者・女性もターゲットに、ペットボトルではない、本物のお茶をカジュアルに楽しんで欲しいという狙いがあります。

お茶の輸出で巨万の富を得た大浦慶は、新しい時代へ駆け上って行った坂本龍馬をはじめ、陸奥宗光や大隈重信など幕末の志士たちへ、惜しみなく援助したことでも有名です。日本一となったそのぎ茶はさらなる高みを目指して動き出しました。〝6人のサムライ〟による新たなチャレンジには、女傑のお慶さんも目を細めて見守り、夢を託しているかもしれません。

▲切磋琢磨しながら積極的に海外進出を図る「TSUNAGU SONOGI TEA FARMERS」

## お茶どころならではのグリーン・ツーリズム

2代目、3代目と受け継ぎ、後継者が頼もしいそのぎ茶農家ですが、親世代もまだまだ元気。長年のお茶づくりで培った技術は重宝され、繁忙期には大きな戦力として一線で活躍しています。外国人にそのぎ茶をPRする取組も、実は親世代の方が先に進めていました。

ここ数年、農山漁村の活性化などを目的に、全国各地でグリーン・ツーリズムが盛んに行われています。もともとは長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパで普及した旅のスタイルですが、日本でも従来の物見遊山的な観光に代わり、テーマ性のある体験・交流の要素を取り入れた着地型観光として定着しました。

長崎県のグリーン・ツーリズムは松浦市や南島原市、大村市などが全国的にも有名です。その中で東彼杵町は後発となりますが、2015年10月31日（日本茶の日）、東そのぎグリーンティーリズム協議会を設立しました。その中心となっているのが、息子たち

フォーラム

▲昭和3年に開業したJR千綿駅。駅舎の向こうには大村湾の絶景が広がる

へ経営を譲ったそのぎ茶農家の親世代です。

東彼杵町は全国的に有名な観光地ではありません。だからこそ、お茶をはじめとする豊かな農水産物、そして、そこに携わる人たちの魅力を生かして観光客を誘致し、交流を楽しむことのできるグリーン・ツーリズムは、町の観光施策として重要な位置づけでした。

グリーン・ツーリズムを推進していくためには、農林漁業体験を提供する地域の団体・組織が不可欠です。しかし、この立ち上げがなかなか難しく、あっという間に十数年が経過。そんな折、そのぎ茶農家の多い中尾集落で意見交換会が行われました。後継者が独り立ちし始め、若干の余裕の出てきた親世代がグリーン・ツーリズムの体験実践者になり得るのではないか、そんな思いが町にはありました。

2013年、中尾集落の全世帯へ声をかけてバスを貸し切り、南島原市へ視察・研修に。これを皮切りに、大分県の安心院や福岡県の八女など先進地で研鑽を積み、東彼杵町初のグリーン・ツーリズム組織の設立へいよいよ機運が高まりました。町と地域をつなぐ中間支援の位置には、地域おこし協力隊（現東彼杵町ふるさと交流センター）が入り、組織の骨組みを固めました。設立後は、すぐに3軒が農家民泊の営業許可を取得し、宿泊施設のなかった町で長く滞在する仕組みもできあがりました。

## 有名観光地にない「そのぎ茶」の田舎体験

2016年の3月からはイギリスの旅行会社とご縁があり、インバウンドツアー「将軍トレイル」がスタート。このツアーでは、成田や羽田空港に到着した外国人旅行者が、日本を約2週間かけて陸路で縦断し、東京や箱根、京都など観光ゴールデンルートを巡り、最終地の福岡を目指します。既存のルートでは、広島から長崎市内へ入り、平戸まで向かっていましたが、2016年のツアーより東彼杵町で3時間の滞在が組み込まれました。

短い滞在の中で、JR千綿駅のスナメリ・ウォッチングから始まり、そのぎ茶農家による茶畑ガイドウォークやお茶の美味しい淹れ方ワークショップ、農家ランチを提供。日本の有名な観光地を巡った後に、緑の多い田舎に入るからか、強烈なインパクトがあるようです。参加者のアンケート結果では、そのぎ茶を通じた地元の人との深い交流や茶畑景観についての評価が高く、印象に残った場所として「京都、富士山、東彼杵町！」というありがたい声もありました。

1回のツアーの参加者は15名ほど、年間で200名以上の外国人旅行者が、そのぎ茶農家と交流しながら茶畑を歩き、急須で美味しいお茶を淹れるなどの〝グリーンティーリズム〟を体験。ツアーは好評につき、2017年、2018年も継続して行われています。

政府は、観光を成長戦略の大きな柱のひとつに位置づけ、地方創生の切り札としています。特に、インバウンドの推進には力を入れ、世界が訪れたくなる日本を目指して、訪日外国人観光客数を2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人に増やすという目標を打ち出しました。

東彼杵町ではそのぎ茶を観光の資源として、若い世代が海外へプロモーションを仕掛け、その親世代が外国人旅行者を受け入れておもてなしをする、この2つの層を構築できているのが強みです。これからは日本一の称号と希少性の高さも十分売りにし、世界が飲みたくなるそのぎ茶、そして世界が訪れたくなる東彼杵町を目指して、且座喫茶（しゃざきっさ）の精神でお客様をお迎えいたします。

東彼杵町長　渡邊　悟

▲そのぎ茶農家で、日本茶インストラクターの大山英子さんがレクチャー

▲山の中の茶畑でガイドウォーク。質問は多く、日本茶への関心が高い

情　報

# 町村Navi

## 福島県飯舘村
### 「ふるさと住民」を募集

飯舘村は、今年度から、村民以外で村を応援してくれる人に「ふるさと住民票」を発行する他、さまざまな村ならではの体験やサービスを受けてもらう「ふるさと住民」制度を始める。

対象は、村に住民票がない人。登録者に発行される「ふるさと住民票」（カード）は、登録者自身が3種類のデザインから選ぶことができる。また、希望者の中から年間1～2名に「一日村長」として村政、復興についての会議等に参加してもらう他、空き家を活用して、数日～1カ月間程度の滞在型生活体験、郷土料理作りや野菜収穫体験ができる「いいたて再発見塾」への参加などを用意する予定。ほかにも、「道の駅までい館」で扱う新商品やイベントアイデアを募集し、採用者に同館で使用可能な商品券を贈呈する。

村は、東京電力福島第1原発事故で過疎化が進む中、多くの人に村への関心を持ってもらうきっかけになるとともに、村を離れてしまった元村民にも村の状況を知ってもらえればとしている。

▲ふるさと住民票のデザインのひとつ

## 千葉県一宮町
### 東京五輪に向け、海側に新改札口設置

一宮町は、2020年の東京五輪のサーフィン大会が開催される釣ヶ崎海岸に近いJR外房線・上総一ノ宮駅に東口を設置すると発表した。これまで海側にあたる東側に出入り口がなかったが、五輪時の混雑緩和等を考慮し、県からの支援が決まった。総事業費は概算で8億5千万～9億円と想定しており、2020年6月の開設を目指し準備を進める。

新設される東口は、駅ホーム既設の鉄橋につなげる形で作り、ICカード専用の自動改札を設置する予定。

町では、昨年7月に駅の利用状況及び東口開設への意識調査等について町民3千人に対する無作為抽出アンケートを実施。現況、西口から東口となる反対側へ渡るには踏み切りを利用しなければならず、利便性向上や安全対策、混雑緩和を理由に東口開設への要望が高いことが判明した。町は、これまで費用負担の面から実現に至らなかった東口新設に向け、県と協議を重ねながら今年度中にも詳細を決定していきたいとしている。

## 長野県下諏訪町
### 町民の利便性向上に移動販売を試行

下諏訪町は、町内のスーパー「イオン諏訪店」に業務委託し、町内の2地区での移動販売を試行する。高齢者等の買い物弱者の支援対策の一環で実施するもので、移動販売車のリース代や販売員の人件費等、準備に充てる費用として約130万円を平成30年度当初予算案に計上した。

町内を区分けしている10区のうち、スーパーなどの店舗がない第6区（約680世帯、830人）と第9区（約300世帯、670人）の2区で、移動販売を開始する予定。移動販売車で取り扱うのは、食料品や日用品など日常生活に必要なものを想定している。試行実施前に住民へのアンケートを行い、巡回場所や販売品目を決めていく。

町は、これまで住居から距離のある場所まで買い物に出かけなければならなかった住民の利便性が少しでも向上し、より住みやすく魅力ある町にしていきたいとしている。

## 大阪府忠岡町
### 「子ども食堂」支援の補助金制度創設

忠岡町は、家庭以外の子どもの居場所づくり創出対策の一環として、子どもに夕食を提供する「子ども食堂」の運営に取り組むボランティア団体を支援するための補助金制度を新たに設置した。

町では、昨年12月から町役場内で、主に小中学生を対象に月1回、50食を上限に夕食を無償で提供する「子ども食堂」を運営している団体があり、町はかねてからこの団体から支援の要請を受けていた。町は、「子ども食堂」の取組の継続や他団体の参入を期待して補助金制度創設に至ったという。1団体当たりの1年間の補助額は、備品などの費用に3万円、食材費等に月額1万円の計15万円を予定。既存の団体による参入だけでなく、新規に団体を設立する場合も想定し、2団体分を当初予算案に計上している。

また、「子ども食堂」実施日には、夕食後の勉強場所や遊び場として、役場の敷地内にある児童館を夜間開放することも検討。町は、補助金制度創設をきっかけに「子ども食堂」に携わる団体が増えるなど、取組が広がっていくことに期待を寄せている。

## 熊本県長洲町
### 移住・定住対策にPFIで大型公営住宅整備

長洲町は、民間資金を活用した社会資本整備（PFI）による大規模な公営賃貸集合住宅の整備を進めている。家賃を低く設定するなど、子育て世代を主なターゲットとして、町外からの移住者を増やしたい考え。

同集合住宅の建設地は約3万2600㎡で、以前この地に社宅を所有していた企業から借りた土地。総入居数250戸の5～8階建ての集合住宅7棟を建設期間3工期に分けて建設し、2020年3月末に完成予定。1工期ごとに完成次第、入居を始める。

町は昨年4月、西松建設などが構成企業となり設立した「PFI長洲町住宅㈱」と公営住宅の建設・管理運営に関する契約を結んだ。契約金額は約63億8700万円で、資金調達を「PFI長洲町住宅」が担い、町は同社に約30年間で建設・設計費を返済する計画となっている。PFIの導入により大型集合住宅の整備が可能になったという。

1戸当たり68㎡の3LDKと広めのファミリー向けだが、家賃は月5万円と比較的安い。町は、家賃を低価格に抑えることで、町外からの子育て世代にも充分アピールできると移住者増加に期待を寄せている。

町村Naviコーナーでは掲載情報を募集しています。掲載をご希望の場合は全国町村会広報部（kouhou@zck.or.jp）まで。

情　報

# 平成30年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」の開催

## ～苦手な法務もこれで解決！変化に即応できる自治体職員・議員のための短期集中セミナー～

全国的に共通性のある政策法務に焦点を当て、そのポイントを解説する「法務特別セミナー」を全国10か所で、また、各地域の課題解決に役立つ政策法務に焦点を当て、個別の条例や判例を分かりやすく解説する「法務実務研究セミナー」を全国４か所で開催します。

自治体法務に精通した講師による、市区町村の職員、議員の皆様の法務能力の向上に役立つ実践的な講義内容となっております。

**◆日程及び会場**

＜法務特別セミナー＞

○５月８日(火)～５月10日(木)
東京都千代田区：全国町村議員会館

○５月23日(水)～５月25日(金)
那覇市：沖縄県教職員共済会館八汐荘

○５月31日(木)～６月１日(金)
盛岡市：エスポワールいわて

○７月４日(水)～７月５日(木)
京都市：京都府職員福利厚生センター

○７月11日(水)～７月13日(金)
福岡市：福岡県中小企業振興センター

○７月24日(火)～７月26日(木)
青森市：ラ・プラス青い森

○７月31日(火)～８月２日(木)
松山市：愛媛県庁第一別館

○10月２日(火)～10月４日(木)
名古屋市：ウィンクあいち

○10月24日(水)～10月26日(金)
金沢市：本多の森会議室

○11月７日(水)～11月９日(金)
岡山市：ピュアリティまきび

＜法務実務研究セミナー＞

○10月10日(水)～10月12日(金)
東京都千代田区：全国町村議員会館

○10月17日(水)～10月19日(金)
松山市：えひめ共済会館

○11月14日(水)～11月16日(金)
福岡市：福岡県中小企業振興センター

○11月20日(火)～11月22日(木)
青森市：ラ・プラス青い森

※いずれのセミナーも１日目13：00～16：45、２日目10：00～16：45、３日目10：00～12：15（法務特別セミナーの盛岡市と京都市は１日目10：00～16：45、２日目10：00～16：45）

**◆受講料（教材費として）**
賛助会員４，０００円
非賛助会員６，０００円

**◆お申込専用フォーム**
https://krs.bz/gyosei/m/rilg_seminar

**◆問合せ先**
一般財団法人地方自治研究機構　研修部
電話　０３（５１４８）０６６２
E-mail　koshu@rilg.or.jp

**◆その他**
詳細は、機構HP http://www.rilg.or.jp/htdocs/003.html を御参照ください。

# 大須賀愛知県町村会長（額田郡幸田町長）逝去

愛知県町村会長（全国町村会副会長・政務調査委員）の大須賀一誠氏（幸田町長・69歳）は病気療養中のところ、４月４日、ご逝去された。

同氏は昭和23年９月16日生まれ。

民間企業から幸田町職員、同副町長を経て、平成22年８月に町長に就任、現在２期目であった。

町村会関係では、平成25年６月に愛知県町村会副会長、平成29年６月に愛知県町村会長・全国町村会理事・政務調査委員、平成29年７月に全国町村会副会長に就任された。

幸田町においては、大規模災害に備え４市町と災害時相互応援協定を締結、また企業や大学等との連携による講演会「幸田プレステージレクチャーズ」の開催等、ものづくり技術を生かした新産業の創生に努めた。その他住民情報システム再構築等住民サービスの充実や小学校等町内教育施設整備等、町の振興発展に尽力された。

全国町村会の副会長としても、政府予算編成における要請活動など、町村の共通する諸問題解決のために尽力。また日本下水道事業団の評議員として、地方公共団体の立場から下水道整備の推進による良質な水環境の創造に寄与された。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

## 新刊紹介

### ■脱役人作法の「働き方改革」『明るい公務員講座 仕事の達人編』

岡本全勝　著　時事通信社刊　１５００円＋税

前例を重んじる役人の世界で、誰も経験したことがない東日本大震災後の復興の礎づくりを事務次官として担った著者は、公務員の「働き方改革」にも抜本的な取組を提唱する。

職場の３大ムダは「会議」「メール」「書類づくり」だと喝破し、無駄な会議は開かない、不要なメールは関係者以外に送らない、書類は定型を充実させて作業効率を上げろと説く。

特に問題なのは、凝りだせばきりがないパワーポイントなどの資料づくり。一見、分かったように見えるパワーポイント資料は広報用の「紙芝居」としては有効だが、説明資料には向かないと言い切る。説明資料は１枚の紙にまとめて、結論を先に書き、項目は三つまで：処方箋は具体的だ。

今や日本は「課題の先進国」。人口減少、高齢化、産業空洞化など、地域の課題に向き合う公務員の仕事は増えている。

役人の魔法の言葉「前例通りに前回通り、去年通りに今まで通り」と唱えていればいい時代は終わった。

「無駄な時間を廃し、取り組むべき課題に集中することが必要だ」。

企業でも役所でも長時間働いている割に生産性が低い。絶えず仕事の効率と質を改善する。「仕事の達人」の思想は骨太だ。

随　想

# 随　想

## 若者よ　上市に帰って

富山県上市町長　中川　行孝（なかがわ　ゆきたか）

昭和四十六年四月、着慣れぬ背広姿で山手線に乗った。午前の筆記と午後の面接を受けるためだ。

三年前に上京したときは卒業後は絶対富山に帰ると決めていたが、その決心もどこへやら。東京で生命保険会社の内勤事務の採用試験を受けようとしている。一年前から会社訪問をしていたが、最後の判定の場となると落ち着かない。面接も終えた帰りの車内で次の受験先が頭をよぎる。二社共だめなら富山へ帰ろうと考えていた。四月末、管理人さんから書留郵便物を受け取った。封筒には生命保険会社の社名があった。逸る心を抑えながら封を解く。「内定」とあった。夜になるのを待って公衆電話から父親に「内定」の知らせがあったことを伝えた。父親は「長男だから帰って来い」と、予想はしていたが冷たい返事だった。その年のお盆に帰省したとき父は一回だけだったが「帰って来い」と言った。そして九月頃だったと思うが町広報が送られてきた。便箋に役場が職員採用試験をすると書いてある。受けてみないかと書かれていた。まだあきらめていなかったようだ。そして町役場を受験することになった。当時は、受験資格に「上市町に住所を有するもの」という住所要件があった。そして、翌年四月から公務員になった。

ここらで上市町の紹介をさせていただこう。富山市の東十五㎞、富山地方鉄道で約二十分、珍しいスイッチバックの駅に着く。上市駅を降りると正面に名峰剱岳を主峰とする北アルプス連峰が飛び込んでくる。人口は、約二万九〇〇人、高齢化率三十四％と高い。古くは繊維産業が盛んであったが、今は、医薬品を中心に自動車用関連やプラスチック製品、分電盤など多彩である。

名峰剱岳は、長い間標高三〇〇三ｍとされてきたが、つい最近、国土地理院がＧＰＳで計測した結果二九九九ｍであるとされた。明治末期の陸軍参謀本部陸地測量部柴崎芳太郎を中心とする一行の測量技術の高さに感服させられたところである。四季を通して三〇〇〇ｍ級の頂を目指すクライマーが多く、地元富山県警の山岳警備隊は、全国トップの技術者集団で救助訓練に余念がない。

平成二十四年、町に新たなヒーローが誕生した。「花」「雨」「雪」である。細田守監督の「おおかみこどもの雨と雪」。観客動員数三四四万人の大ヒットとなり、公開と同時に全国から多くの人が「花」の家を訪ねるようになり、そのうねりは今でも続いている。細田守監督は、我が町の出身者でもある。

町の約八割が山間地域であるが、その緑の恵みにあやかり森林セラピー基地が整備されている。大岩は国の重要文化財大岩山日石寺の石仏や緑の苔が張り付いた水辺の千巌渓、樹齢四〇〇年のトガ並木が続く眼目、剱岳の登山基地馬場島、どの基地も家族そろってマイナスイオンに浸るにふさわしい自然資源である。

大岩山日石寺の石仏をもう少し紹介する。

富山地方鉄道上市駅から町営バスで二十分、真言密宗の大本山大岩山日石寺本堂の正面に国の重要文化財「磨崖物」が鎮座している。神亀二年、行基が一大巨巌を発見、刻んだとされる。六本滝や千巌渓と並んで多くの観光客を呼び寄せている。

こんな町であるが課題も多い。先に書いたとおり若者の流失が続き高齢化率の高い原因となっている。このため、企業誘致は勿論、富山地方鉄道本線に請願駅を整備し、県都富山市への公共交通利用促進に努めたり、若者の定住促進のための公営住宅の整備、公共施設の耐震化、小・中学校の空調設備やトイレの洋式化、学校給食費助成など、子育て環境の改善にも努めている。

昨年の三月、岡山で暮らしていた息子から思いもよらぬ電話が入った。「お父さん、俺富山へ帰ろうと思っている」と。息子が大学を卒業するときに「富山へ帰れ」と言ってはいたが、卒業から八年も経って帰ろうとしても中途採用してくれる会社があるか心配だったが、息子は自分で探してきた。六月中旬まで私と妻、会話のない二人暮らしだったが、六月下旬、息子夫婦に孫二人、我が家は一気に笑顔があふれるようになった。

公務員になって四十五年、今、この職にあるから言うのではないが、ふるさとを思って帰ってきてくれた息子たちに感謝しながら、町民の皆さんの満足度の向上を図り、ふるさとへ就職してくれる若者のために町内は勿論、県内の企業をＰＲして上市町のすばらしさを実感していただけるよう努めていきたい。